

パブリック・コメントの実施について

1 概要

- 「清須市パブリック・コメント手続条例」に基づき、『清須市行財政改革推進プラン（清須市第5次行政改革大綱）案』について、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施する。
- パブリック・コメントの結果を踏まえて、内容を精査の上、3月に開催予定の行政改革推進委員会（第4回）において、『清須市行財政改革推進プラン（清須市第5次行政改革大綱）案』の了承及び答申をいただき、3月末にプランを策定する。

※パブリック・コメント … 行政機関が政策の立案等を行う際に、その案に対して広く市民・事業者から意見等を提出していただき、それを考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図るもの。

2 実施期間

令和7年1月9日（木）から2月7日（金）まで（30日間）

3 公表（閲覧）資料

清須市行財政改革推進プラン（清須市第5次行政改革大綱）案

4 閲覧場所

- 公共施設13箇所

市役所（北館3階 企画政策課）、にしびさわやかプラザ、にしび創造センター、西枇杷島福祉センター、清洲市民センター、清洲総合福祉センター、五条川防災センター、カルチバ新川、新川防災センター、新川福祉センター、春日老人福祉センター、春日公民館、市立図書館

- 市ホームページにおいても公表するとともに、広報清須（1月号）でパブリック・コメントの実施を周知

5 閲覧時間

午前8時30分～午後5時15分（閲覧時間は、各施設の開館時間に準じる。）

6 意見提出資格

市内に在住、在勤、在学の方及び事務所又は事業所を有する方

7 意見提出方法

氏名（法人名）及び住所を記入の上、次のとおり提出

（市ホームページ及び閲覧場所に設置してある提出用紙の利用可）

- ① 郵 送 〒452-8569 清須市役所 企画部 企画政策課 宛
- ② F A X 052-400-2963
- ③ メール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp
- ④ 窓 口 企画政策課（北館3階）
- ⑤ 投 函 各閲覧場所に設置された提出箱

8 提出された意見の取扱い・対応

整理・分類した上で、市の考え方とともに一定期間公開
（個人情報に関しては公開しない。）